

策定年月日	令和7年 8月27日
改定年月日	令和7年 12月18日

むつ市

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和7年12月

青森県むつ市

目 次

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電による農山漁村の活性化に関する方針	1
2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域	1
3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模	2
4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項	2
5. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項	2
6. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価	3
7. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復	3
8. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項	4

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

むつ市は、青森県の最北部、本州最北端の下北半島の中央部に位置し、総面積 864.2 km²と県内で最大となっており、そのうち森林の面積が約 85%を占めています。本市の地形は、恐山山系の外輪山を形成する釜臥山を中心とし、東部は平野など比較的なだらかな地形が広がり、北部及び西部は自然にあふれ、縁豊かな山地や台地が海岸近くまで迫る山岳地形となっています。

本市は、三方を海に囲まれ、沿岸部では漁業が、内陸部では豊かな森林資源を活かした林業と、平地では農業が営まれてきました。近年、食の安全、健康志向など多様化する消費者ニーズや農山漁村が持つ多面的機能に期待が高まる中、生産者の高齢化や後継者等の担い手不足などにより、生産構造の脆弱化が進んでいます。

漁業では、コロナ禍における外出自粛に伴う外食機会の減少を要因とした需要減少の影響による魚価の下落や資材価格の高騰、海洋環境の変動等に起因する不漁、後を絶たない密漁被害など漁業経営を取り巻く環境は厳しく、取引価格の向上や作業の省力化・効率化、経営の合理化などが求められています。また、生産・流通基盤施設の整備は進んでいますが、施設の老朽化に伴う維持管理コストの増大や機能の保全が課題となっています。

農林畜産業では、耕作放棄地の活用及び気象条件や地域性を活かした野菜の産地化、肉用子牛の産地化、乳製品やワインのブランド化、豊かな森づくりの推進及び木材利用の促進等の生産強化や高付加価値化が求められています。

よって、当市の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針として、未利用地域資源を再生可能エネルギー源として有効に活用し、それにより得られる経済的・社会的な利益を農林漁業に還元することで、関係者の気運の高まりに結びつけるとともに、これを継続させ、地域の農山漁村の活性化及び自立的発展を促進することとします。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目		面積 (m ²)	備 考
		登記簿	現況		
a	むつ市大畠町二階滝 1124 林班ろ小班 外 33 筆 ※詳細は別紙 1 のとおり	—	(国有林)	3,754,725 m ²	(仮称) 下北西部風力 発電所
b	むつ市川内町館山下 117-2 131-3	山林	山林	6,398 m ²	川内町バイオマス発 電所

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
a	風力発電	42,000kW ※	4,200kW を 10 基設置 ※
b	木質バイオマス発電	1,990kW	

※風力発電機が佐井村との境にあり、どちらの自治体に建つか未定であるため、すべての発電設備を計上しています。設置箇所が確定次第、当市ののみの数字に修正いたします。

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項

本項に関しては、発電事業者は、 地域の産業や農林水産業の活力向上及び持続的発展に結びつく取組を地域住民や行政と協議し実施することとします。また、取組の具体案については、事業者の作成する設備整備計画に記載することとします。

5. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

環境影響評価法の対象事業となる事業については、自然環境の保全との調和、景観の保全・歴史的風致の維持及び向上との調和等の配慮すべき重要事項を専門家、有識者等に意見を伺いながら対応していることから、経済産業大臣の環境影響評価書の受理をもって、代替とすることとします。

また、環境影響評価法の対象外となる事業については、地域の植生、野生生物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じて影響の調査・検査等を行うことにより、自然環境の保全に十分に配慮するとともに、地域の景観を損なわないよう景観の保全や歴史的風致の維持及び向上との調和にも適切な配慮を行うものとします。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

景観法、青森県景観条例、むつ市景観条例に適合するものとします。

(3) 風力発電機設置ガイドラインへの適合

風力発電設備についてはむつ市風力発電施設等設置に関するガイドラインに適合するものとします。

(4) 青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例への適合

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例の対象となる事業については、同条例に適合するものとします。

6. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う風力発電等の再生可能エネルギー発電設備を地区aにおいて、令和12年度までに42,000kW(※)、地区bにおいて、令和9年度までに1,990kW導入していくこととします。

※風力発電機が佐井村との境にあり、どちらの自治体に建つか未定であるため、すべての発電設備を計上しています。設置箇所が確定次第、当市ののみの数字に修正いたします。

(2) 目標の達成状況についての評価

上記(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況(設備整備の進捗状況、稼働状況)を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとします。目標年度までに目標が達成されない場合、その原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとします。

7. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

(1) 発電設備の撤去

設備整備者は、再生可能エネルギーの発電事業終了後に、使用した発電設備を必ず撤去することとします。

(2) 土地の原状回復

使用した土地について、設備整備者は、関係機関と範囲と方法を相談の上、原状回復する義務を負い、原状回復に係る費用を全額負担することとします。なお、設備整備計画は、原状回復に必要な資金を積み立てておくこととします。

(3) 設備整備計画の審査の留意事項

設備整備者から市に提出される設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、発電設備の撤去や原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金に関する事項が、地権者と設備整備者との間の土地賃貸契約書等に記載されていることを確認することとします。

ただし、設備整備計画が国有林野の貸付けを伴う場合には、国と事業者が今後締結する予定の国有林野貸付契約書等にて確認することとします。

8. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組みの促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、市の広報やホームページ等により広く周知します。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金確保またはその見込みがあること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、再生可能エネルギー設備の撤去時の契約を確認することとします。

また、設備整備計画の認定を行う際には、設備整備者は実施状況の報告を行うこと、市の是正の指導に従うこと等の条件を付すこととします。

(3) 設備整備計画の認定の取り消し

設備整備計画の実施状況の報告の怠慢、市の是正の指導に従わない場合においては、設備整備計画の認定を取り消すこととします。

(4) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の設定

発電事業者の再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域が競合した場合は、発電事業者は誠意をもって協議し、解決した上で、本協議会へ参加することとします。

(5) 区域外の関係者との連携

むつ市、設備整備者(発電事業者)、農林漁業者及び農林漁業団体等の関係者は、当市の区域外の関係者とも相互に連携し、優良事例等の情報共有化を図り、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入に今後も取り組んでいくこととします。

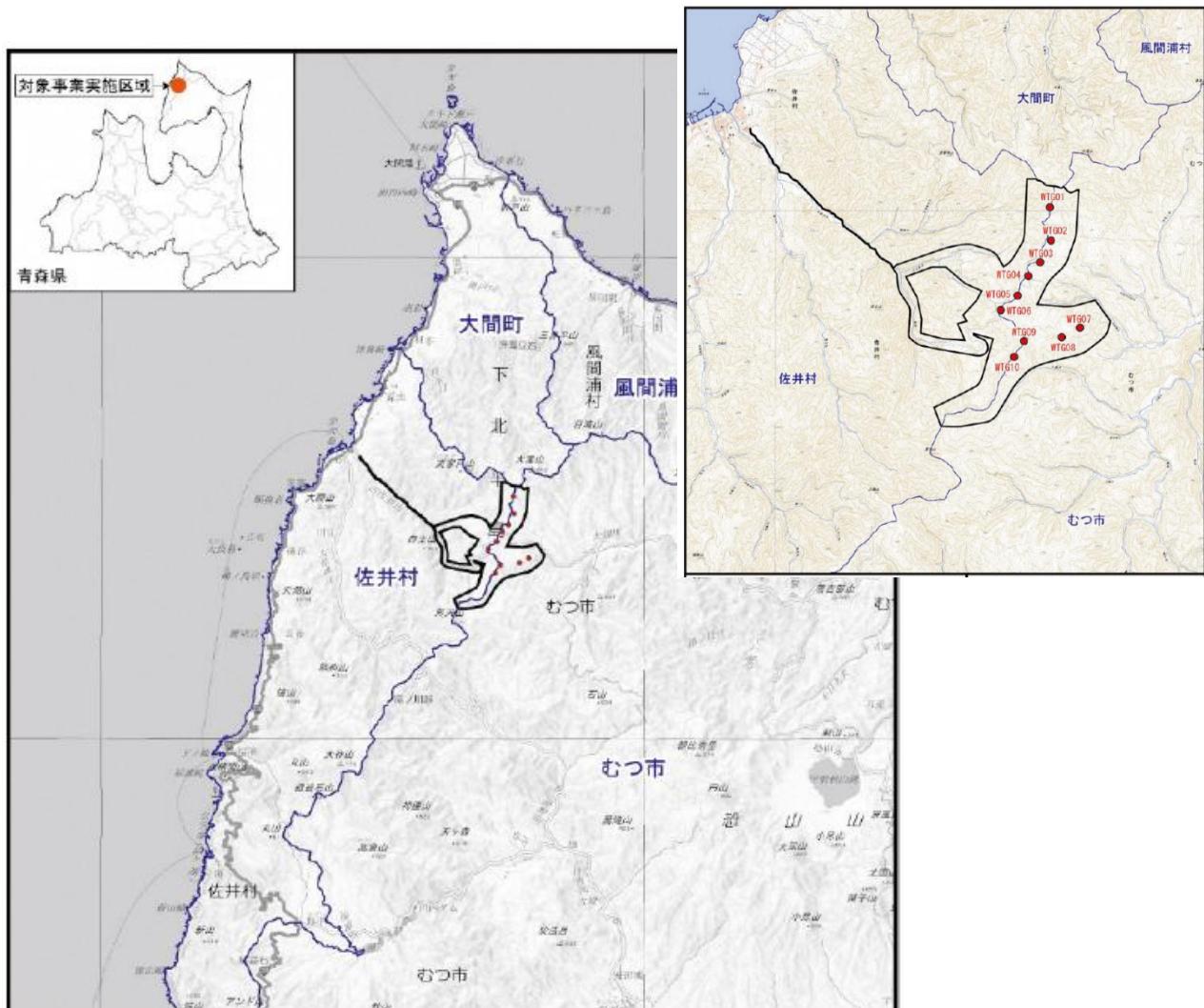
(別紙1)

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区a

区域の所在	地目		面積 (m ²)	備考
	登記簿	現況		
むつ市大畠町二階滝 1124 林班 ろ小班	— (国有林)		113,297.82	
むつ市大畠町二階滝 1124 林班 は2小班			177,184.95	
むつ市大畠町二階滝 1125 林班 い1小班			92,797.09	
むつ市大畠町二階滝 1125 林班 い2小班			258,998.89	
むつ市大畠町二階滝 1125 林班 い3小班			373,694.68	
むつ市大畠町二階滝 1125 林班 ろ小班			32,034.40	
むつ市大畠町二階滝 1125 林班 は小班			271,550.79	
むつ市大畠町二階滝 1125 林班 に小班			55,156.33	
むつ市大畠町二階滝 1126 林班 い小班			227,744.09	
むつ市大畠町二階滝 1126 林班 ろ2小班			71,987.42	
むつ市大畠町二階滝 1126 林班 ろ3小班			48,042.81	
むつ市大畠町二階滝 1127 林班 い2小班			132,463.89	
むつ市大畠町二階滝 1128 林班 は小班			204,759.11	
むつ市大畠町二階滝 1128 林班 ほ小班			232,572.14	
むつ市大畠町二階滝 1128 林班 イ1小班			12,567.73	
むつ市大畠町二階滝 1128 林班 イ2小班			11,404.71	
むつ市大畠町二階滝 1130 林班 い小班			169,737.59	
むつ市大畠町二階滝 1130 林班 ろ小班			196,338.07	
むつ市大畠町二階滝 1130 林班 イ2小班			9,867.98	
むつ市大畠町鍋滝山 1119 林班 い1小班			5,814.63	
むつ市大畠町鍋滝山 1119 林班 い2小班			16,464.28	
むつ市大畠町鍋滝山 1119 林班 い3小班			29,303.92	

区域の所在	地目		面積 (m ²)	備考
	登記簿	現況		
むつ市大畠町鍋滝山 1119 林班 ほ小班	— (国有林)		1,285.58	
むつ市大畠町鍋滝山 1119 林班 へ小班			17,997.23	
むつ市大畠町鍋滝山 1119 林班 と小班			6,961.10	
むつ市大畠町鍋滝山 1119 林班 ち小班			23,969.54	
むつ市大畠町鍋滝山 1120 林班 い1小班			398,531.94	
むつ市大畠町鍋滝山 1121 林班 い小班			131,421.29	
むつ市大畠町鍋滝山 1121 林班 ろ小班			135,987.56	
むつ市大畠町鍋滝山 1121 林班 は小班			50,228.00	
むつ市大畠町鍋滝山 1121 林班 に小班			75,059.88	
むつ市大畠町鍋滝山 1121 林班 ほ小班			84,145.45	
むつ市大畠町鍋滝山 1121 林班 へ小班			52,145.41	
むつ市大畠町鍋滝山 1121 林班 と小班			33,208.41	
			3,754,724.70	



※上図の対象事業実施区域は佐井村を含む。

〔凡例〕

- 対象事業実施区域
- 風力発電機

地区b

区域の所在	地目		面積 (m ²)	備考
	登記簿	現況		
むつ市川内町館山下 117-2	山林	山林	6,288.62	
むつ市川内町館山下 131-3	山林	山林	109.77	
			6,398.39	

